

最高人民法院公示「『最高人民法院による知的財産権法廷の若干問題に関する規定』の改正に関する決定」

公告

「最高人民法院の『最高人民法院による知的財産権法廷の若干問題に関する規定』の改正に関する決定」は、2023年10月16日、最高人民法院審判委員会第1901回会議で可決した。ここに公布し、2023年11月1日から施行する。

最高人民法院

2023年10月21日

法釈〔2023〕10号

最高人民法院

「最高人民法院による知的財産権法廷の若干問題に関する規定」

の改正に関する決定

(2023年10月16日、最高人民法院審判委員会第1901回会議で

可決され、2023年11月1日から施行される)

最高人民法院審判委員会は、第 1901 回会議において「最高人民法院による知的財産権法廷の若干問題に関する規定」について以下のとおり改正することを決定した。

一、第二条を次のように改正する。「知的財産権法廷は以下に掲げる上訴事件を審理する。

(一) 専利、植物新品種、集積回路のレイアウト設計の権利付与・権利確認に係る行政の上訴事件。

(二) 発明専利、植物新品種、集積回路のレイアウト設計の権利帰属、権利侵害に係る民事及び行政の上訴事件。

(三) 重大で複雑な実用新案、技術秘密、コンピュータソフトウェアの権利帰属、権利侵害に係る民事及び行政の上訴事件。

(四) 独占に係る民事及び行政の上訴事件。

知的財産権法廷は以下に掲げるその他の事件を審理する。

(一) 前項に規定する種別である全国範囲の重大で複雑な民事及び行政の第一審事件。

(二) 前項に規定する民事及び行政の第一審事件の既に法的効力が発生した判決、裁定、調停書に対し、法律に照らし再審請求、控訴、再審など審判監督手続が適用される事件。

(三) 前項に規定する民事及び行政の第一審事件の管轄権紛争、差止仮処分裁定の不服申立て、罰金及び拘留決定の不服申立て、裁判期限の延期申請などの事件。

(四) 最高人民法院が知的財産権法廷で審理すべきであると認定したその他の事件。」

二、第三条を次のように改正する。「本規定の第二条に掲げる事件を審理する下級人民法院は、規定に従って速やかに知的財産権法廷へ書面及び電子文書を送付しなければならない。」

三、次の一条を新設し、第四条とする。「知的財産権法廷は、知的財産権の権利帰属、権利侵害、権利付与・権利確認など関連事件の状況を開示するよう当事者に要求することができる。当事者が真実の開示を拒否した場合、これを信義誠実の原則を遵守しているか否か及び権利濫用となるか否かなどを認定する考慮要素とすることができる。」

四、第八条を次のように改め第七条とする。「知的財産権法廷が審理する事件の立件情報、合議廷の構成員、審判プロセス、裁判文書などは法律に照らし公開する。」

五、第十一条を第十条に改め、このうち「本規定の第二条第一、二、三項に掲げる第一審事件」を「本規定の第二条第一款に規定する種別の民事及び行政の第一審事件」と改める。

六、第四条、第五条、第十二条、第十三条、第十四条を削除する。

七、その他の条文番号を適切に調整する。

本決定は2023年11月1日から施行する。

本決定に基づき「最高人民法院による知的財産権法廷の若干問題に関する規定」を適切に改正した後、新たに公布する。

最高人民法院

知的財産権法廷の若干問題に関する規定

(2018年12月3日、最高人民法院審判委員会第1756回会議で可決され、2023年10月16日、最高人民法院審判委員会第1901回会議で可決された「最高人民法院による『最高人民法院による知的財産権法廷の若干問題に関する規定』の改正に関する決定」に基づき修正された。該修正は2023年11月1日から施行される)

知的財産権事件の裁判基準をさらに統一し、法律に照らし各市場主体の適法な権益を平等に保護し、知的財産権の司法保護を強化し、科学技術イノベーションの法治環境を最適化し、イノベーション駆動発展戦略の実施を促進するため、「中華人民共和国人民法院組織法」「中華人民共和国民事訴訟法」「中華人民共和国行政訴訟法」「専利など知的財産権事件訴訟手続における若干問題に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」など法律規定に基づき、審判活動の実際を考慮しつつ、最高人民法院知的財産権法廷に関する問題について以下のとおり規定する。

第一条 最高人民法院は、主に専利など専門技術性の高い知的財産権上訴事件を審理する知的財産権法廷を設立する。

知的財産権法廷は、最高人民法院傘下の常設審判機関として、北京市に設置する。

知的財産権法廷による判決、裁定、調停書及び決定は、最高人民法院による判決、裁定、調停書及び決定である。

第二条 知的財産権法廷は以下に掲げる上訴事件を審理する。

(一) 専利、植物新品種、集積回路のレイアウト設計の権利付与・権利確認に係る行政の上訴事件。

(二) 発明専利、植物新品種、集積回路のレイアウト設計の権利帰属、権利侵害に係る民事及び行政の上訴事件。

(三) 重大で複雑な実用新案、技術秘密、コンピュータソフトウェアの権利帰属、権利侵害に係る民事及び行政の上訴事件。

(四) 独占に係る民事及び行政の上訴事件。

知的財産権法廷は以下に掲げるその他の事件を審理する。

(一) 前項に規定する種別である全国範囲の重大で複雑な民事及び行政の第一審事件。

(二) 前項に規定する民事及び行政の第一審事件の既に法的効力が発生した判決、裁定、調停書に対し、法律に照らし再審請求、控訴、再審など審判監督手続が適用される事件。

(三) 前項に規定する民事及び行政の第一審事件の管轄権紛争、差止仮処分裁定の不服申立て、罰金及び拘留決定の不服申立て、裁判期限の延期申請などの事件。

(四) 最高人民法院が知的財産権法廷で審理すべきであると認定したその他の事件。

第三条 本規定の第二条に掲げる事件を審理する下級人民法院は、規定に従って速やかに知的財産権法廷へ書面及び電子文書を送付しなければならない。

第四条 知的財産権法廷は、知的財産権の権利帰属、権利侵害、権利付与・権利確認など関連事件の状況を開示するよう当事者に要求することができる。当事者が真実の開示を拒否した場合、これを信義誠実の原則を遵守しているか否か及び権利濫用となるか否かなどを認定する考慮要素とすることができる。

第五条 知的財産権法廷は、事件の状況に応じ、現地又は原審人民法院の所在地に赴いて事件の巡回審理を行うことができる。

第六条 知的財産権法廷が保全などの措置をとる場合、執行手続の関連規定に照らして処理する。

第七条 知的財産権法廷が審理する事件の立件情報、合議廷の構成員、審判プロセス、裁判文書などは法律に照らし公開する。

第八条 知的財産権法廷の法官会議は、廷長、副廷長及び若干の上席法官で構成され、重大、難解、複雑な事件などを討議する。

第九条 知的財産権法廷は、事件審判活動に関する調査研究を強化し、裁判基準及び審理規則を速やかに総括し、下級人民法院の審判活動を指導しなければならない。

第十条 知的財産権法院及び中級人民法院の既に法的効力が発生した本規定の第二条第一款に規定する種別の民事及び行政の第一審事件判決、裁定、調停書に対し、省級の人民検察院が高級人民法院へ控訴を提出した場合、高級人民法院は、これを最高人民検察院が法律に照らし最高人民法院へ提出するとともに知的財産権法廷が審理することを、告知しなければならない。

第十一条 本規定は2019年1月1日から施行する。最高人民法院が以前公示した司法解釈と本規定が一致しない場合、本規定に準ずる。

出所：最高人民法院ウェブサイト

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/416012.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。